

建災防宮城県支部からのお知らせ

平成 29 年 8 月 1 日



先般、厚生労働省及び宮城労働局より「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育」の実施にかかる通達が出されました。

建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育については、安全衛生教育推進要綱（平成 3 年 1 月 21 日付基発第 39 号）（以下「推進要綱」という。）において示されていますが、建設業における労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たすべき役割が益々大きくなってきていることから、今般、推進要綱に基づき、厚生労働省労働基準局長から『建設業の職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育等について』（平成 29 年 2 月 20 日付基発 0220 第 3 号）通達（以下「本省通達」という。）が、また宮城労働局長から『建設業の職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育等について』（平成 29 年 3 月 1 日付宮労発基 0301 第 1 号）通達（以下「局長通達」という。）が発出され、建災防宮城県支部傘下会員への周知要請がありました。

上記、本省通達及び局長通達は概ね同様の内容で、その概要は以下のとおりです。

概 要

- 【1】建設業に係る事業者は、職長等の職務に従事する者について、
- ① 職長等の職務に従事することとなった後概ね 5 年ごとに
 - ② 機械設備等に大幅な変更があったときに
- 新たに示されたカリキュラムに基づき、建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長等能力向上教育」という。）を受けさせること。（カリキュラム省略）
- 【2】また、安全衛生責任者が職長を兼ねることが多い建設業に係る事業者は、新たに示されたカリキュラムに基づき、『建設業に従

事する職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育』
 (以下「**職長・安全衛生責任者能力向上教育**」という。)を受け
 させること。

「**職長・安全衛生責任者の能力向上教育**」のカリキュラム
 (340分)

科 目	範 囲	時 間
職長及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業における労働災害発生状況 ・ 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 ・ 作業方法の決定及び労働者の配置 ・ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・ 異常時等における措置 ・ 安全施工サイクルによる安全衛生活動 ・ 職長等及び安全衛生責任者の役割 	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対する指導、監督等の方法 ・ 効果的な指導方法 ・ 伝達力の向上 	60分
危険性又は有害等の調査等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険性又は有害性等の調査の方法 ・ 設備、作業等の具体的な改善の方法 	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置 	130分

当支部の対応

建災防宮城県支部は、本年度は奇数月に上記カリキュラムに則った「**職長・安全衛生責任者能力向上教育**」の実施を予定しております。(受講料はテキスト代・消費税込みで1人8,000円です。)

また、仙台市外での出張教育も承りますので、お気軽にご相談ください。

連絡先：建災防宮城県支部 ☎：022-224-1797